

「廃屋解体撤去補助金」の概要

空き家等の適正管理に関する条例を施行するにあたり、廃屋の解体・撤去を促進するため、補助金交付要綱を定め、平成26年7月1日から施行されました。平成27年4月1日から、倒壊した建物も対象となりました。

<p>(対象家屋) 廃屋のうち ① 住居として使用していた建物(住居敷地内の物置・車庫を同時に撤去する場合も対象) ② 倒壊した建物</p>	<p>(対象外家屋) 廃屋のうち ① 移転等の補償対象建物 ② 住宅敷地以外の車庫</p>
<p>(対象経費) 解体費、撤去費</p>	<p>(対象外経費) 家財道具、機械等</p>
補助率及び補助限度額	
<p>(村内解体業者施工) 補助率 1/2 限度額 50万円</p>	<p>(村外解体業者施工) 補助率 1/3 限度額 30万円</p>
<p>※上ですす「解体業者」とは ①北海道に対し「建設リサイクル法に基づく解体工事業」の登録をしている者 ②「土木工事業、建築工事業、とび・土工事業」の建設許可を受けている者 どちらかの条件を満たす必要があり、それ以外の業者に工事を依頼する場合は補助制度の対象にはなりませんので、ご注意ください。</p>	
<p>(補助回数及び村税の状況) ・ 1人1回 ・ 村税を滞納されていないこと。</p>	
<p>(廃屋の基準) ①老朽化又は積雪等による倒壊、建築材の飛散などにより回りに被害を及ぼすおそれがある状態。 ②良好な景観を著しく阻害する状態。 ③防火・防犯・衛生上不適切な状態。 ※村の判断基準により判断します。</p>	
<p>(補助金の手順) ① 申請相談 (現地確認 廃屋該当) → ② 申請書提出 (工期、見積書) → ③ 補助決定 → ④ 施工 (解体・撤去業者) → ⑤ 完了報告 (領収書の写し・廃棄物処分証明書類) → ⑥ 補助金交付</p>	

■ 村内解体業者

- ・ (有)後藤運輸 ・ 伊藤建築 ・ 境建設 ・ 島牧開発(株) ・ (有)田宮建築
- ・ (有)宮坂電気通信設備

■ 店舗等の併用住宅は、面積按分し補助金を算定します。(店舗部分補助対象外)